

# 教育職員免許状

## 教育職員免許状の取得

教育職員免許法および同施行規則に定める所定の授業科目の単位を修得したときは、養護教諭一種免許状を取得することができます。

### 教育職員免許法別表第二（第五条関係）〔抜粋〕

第一欄		第二欄	第三欄
免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする養護及び教職に関する科目の最低単位数
	専修免許状		
養護教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	56
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。	42

## 取得条件

次の条件を満たすことにより、教育職員免許状の授与を受ける所要資格を得ることができます。

なお、保健師免許を基礎資格として養護教諭二種免許状を取得する場合も、2. に掲げる科目の単位を修得する必要があります。

1. 学士の学位を有する（本学の卒業）
2. 次に掲げる科目の単位修得

施行規則に定める科目	単位数	本学開講授業科目	単位数
日本国憲法	2	日本国憲法	2
体育	2	スポーツⅠ・Ⅱ	各1
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ	各1
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	ICT基礎	2

3. 「養護及び教職に関する科目」の単位修得

「養護及び教職に関する科目」について、区分の内訳および教育職員免許法上の最低修得単位数は下表のとおりです。各区分の詳細はP.154～P.156を参照してください。

養護及び教職に関する科目（内訳）	養護教諭		
	専修	一種	二種
(A) 養護に関する科目	28	28	24
(B) 教育の基礎的理解に関する科目	8	8	5
(C) 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	6	3
(D) 教育実践に関する科目	7	7	6
(E) 大学が独自に設定する科目	31	7	4
最低修得単位数	80	56	42

(A) 養護に関する科目

科目区分	免許法施行規則			本学開講授業科目		修得単位	
	各科目に含めることが必要な事項	一 種	二 種	開講授業科目	単位数	① 必 修	選 択
(A) 養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む。)	4	2	公衆衛生学	2	2	
				疫学	2	2	
	学校保健	2	1	学校保健	2	2	
	養護概説	2	1	養護概説	2	2	
	健康相談活動の理論・ 健康相談活動の方法	2	2	健康相談活動	2	2	
	栄養学 (食品学を含む。)	2	2	栄養学	2	2	
	解剖学・生理学	2	2	解剖生理学 I	2	2	
				解剖生理学 II	2	2	
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2	微生物学 (感染・免疫を含む)	1	1	
				薬理薬剤学	1	1	
精神保健	2	2	精神看護学概論	2	2		
看護学 (臨床実習及び救急処置を含む。)	10	10	看護学概論	2	2		
			成人看護学概論	2	2		
			生活援助技術論	2	2		
			小児看護学概論	2	2		
			小児看護学援助論 I	1	1		
			小児看護学実習 II	2	2		
			成人看護学実習	3	3		
			成人急性期看護学援助論 II	1	1		
最低修得単位数	28	24	計		35	0	

修得単位計算表

(A) 養護に関する科目	修得単位
① 必修科目の修得単位数	35単位必修
② ①から28を引いた数	

→ (E) 大学が独自に設定する科目 (P.156) の①に記入

(B) 教育の基礎的理解に関する科目

(C) 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目

(D) 教育実践に関する科目

免許法施行規則				本学開講授業科目		修得単位	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	一種	二種	開講授業科目	単位数	① 必修	選択
(B) 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	5	教育基礎論（中・高・養）	2	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			教師論（中・高・養）	2	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			教育の社会制度論（中・高・養）	2	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教育心理学（中・高・養）	2	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育基礎（中・高・養）	2	2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			教育課程論（中・高・養）	2	2	
(C) 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	3	道徳教育の指導法（中・養）	2	2	
				特別活動・総合的な学習の時間の指導法（中・高・養）	2	2	
	教育の方法及び技術（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法）			教育の方法と技術（情報通信技術の活用含む）（中・高・養）	2	2	
	生徒指導の理論及び方法			生徒指導論	2	2	
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（中・高・養）	2	2				
(D) 教育実践に関する科目	養護実習	5	4	養護教諭実習（事前事後）	1	1	
				養護教諭実習	4	4	
	教職実践演習	2	2	教職実践演習（養護教諭）	2	2	
最低修得単位数		21	14	計		29	

修得単位計算表

(B) 教育の基礎的理解に関する科目 (C) 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (D) 教育実践に関する科目	修得単位
① 必修科目の修得単位数	
② ①から21を引いた数	

29単位必修

→ (E) 大学が独自に設定する科目 (P.156) の②に記入

(E) 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則			本学開講授業科目		修得単位	
科目区分	一種	二種	開講授業科目	単位数	必修	選択
(E) 大学が独自に設定する科目	7	4				
最低修得単位数	7	4	計		7以上	

※最低修得単位数7単位の履修方法について

以下を「大学が独自に設定する科目」にあてることができる。

1) (A) 養護に関する科目から修得した②の単位 (P.154の②)

2) (B) 基礎的理解に関する科目、(C) 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目、(D) 教育実践に関する科目から修得した②の単位 (P.155の②)

なお、1)、2)の方法を組み合わせることができる。

修得単位計算表

(E) 大学が独自に設定する科目	修得単位
① (A) 養護に関する科目 (P.154) の②の単位数	
② (B) 基礎的理解に関する科目、(C) 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目、(D) 教育実践に関する科目 (P.155) の②の単位数	
合計7単位以上	